

岐阜県公報

目次

人事委員会規則

岐阜県職員の定年退職者等の暫定再任用に関する規則	(人事委員会)	一
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(同)	四
職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則	(同)	四
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	四
岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	五
岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二四
岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二四
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二四
岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三三
岐阜県職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	(同)	三三
岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三三
岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三三
岐阜県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	(同)	三四
岐阜県職員の再任用に関する条例施行規則を廃止する規則	(同)	三四

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

人事委員会規則

岐阜県職員の定年退職者等の暫定再任用に関する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山 知

岐阜県人事委員会第十号

岐阜県職員の定年退職者等の暫定再任用に関する規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年岐阜県条例第三十三号。以下「令和四年改正条例」という。)(附則第五項、第六項、第十項、第十一項、第十三項、第十四項、第十六項又は第十七項に規定する者(次条第三項及び第四条において「定年退職者等」という。)(の暫定再任用(令和四年改正条例附則第五項、第六項、第十項、第十一項、第十三項、第十四項、第十六項又は第十七項の規定により採用することをいう。以下同じ。))に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 暫定再任用を行うに当たっては、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第十三条に定める平等取扱いの原則及び法第十五条に定める任用の基本基準に違反してはならない。

2 前項に定めるもののほか、暫定再任用を行うに当たっては、職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、法に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

令和五年四月一日

3 定年退職者等が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第五十六条に規定する事由を理由として暫定再任用に關し不利益な取扱いをしてはならない。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第三条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- 二 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- 三 暫定再任用に係る勤務地
- 四 暫定再任用をされた場合の給与
- 五 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- 六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第四条 令和四年改正条例附則第五項、第六項、第十項、第十一項、第十三項、第十四項、第十六項及び第十七項の人事委員会規則で定める情報は、定年退職者等についての次に掲げる情報とする。

- 一 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 二 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(人事異動通知書の交付)

第五条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第三号に掲げる場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことが適当であると認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- 一 暫定再任用を行う場合
- 二 暫定再任用職員(令和四年改正条例附則第八項の暫定再任用職員をいう。以下同じ。)(の任期を更新する場合)
- 三 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合

(報告)

第六条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年の五月一日以後の一年間における次に

掲げる事項を別記様式により人事委員会に報告しなければならない。

- 一 暫定再任用の状況
- 二 暫定再任用職員の任期の更新の状況

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、暫定再任用の実施に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

暫定再任用及び暫定再任用職員の任期の更新状況報告書

第 号
年 月 日

岐阜県人事委員会委員長 様

任命権者

岐阜県職員の定年退職者等の暫定再任用に関する規則第6条の規定に基づき、暫定再任用及び暫定再任用職員の任期の更新状況（ 年5月1日から 年4月30日まで）について次のとおり報告します。

氏名	生年月日 (年齢)	退職日 (退職年齢)	勤続 年数	退職時		暫定再任用時 (任期更新後)		職務 内容	暫定 再任用 (更新) 事由	暫定 再任用 (更新) 任期
				所属名 (補職名)	職務 の級 (号給)	所属名 (補職名)	職務 の級			
	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	年							年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	年							年 月 日から 年 月 日まで

記入上の注意

- 1 「生年月日（年齢）」の欄の年齢は、暫定再任用及び暫定再任用職員の任期の更新を行う日における年齢を記入する。
- 2 「職務の級（号給）」の欄の号給は、退職時のみ記入する。
- 3 「職務内容」の欄には、暫定再任用時（任期更新後）の当該職員の職務内容及び勤務形態を記入する。
- 4 「暫定再任用（更新）事由」の欄には、暫定再任用及び暫定再任用職員の任期の更新を行う事情その他の理由を記入する。

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第十一号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「条件付採用期間」を「条件付採用」に改める。

第四条第一号イ中「第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項」を「第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項」に改める。

第七条第五号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改める。

第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 条件付採用

第十八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（条件付採用の終了）」を付し、同条第一項を削り、同条第二項中「前項及び第二十条の規定による条件付採用の期間」を「条件付採用期間」に改め、同項を同条とする。

第十八条の二を削る。

第十九条の見出し中「採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同条中「条件付採用期間中の職員」の下に「（法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（第二十条の二において「会計年度任用職員」という。）を除く。次条において同じ。）」を加える。

第二十条の前の見出し中「採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同条第一項中「第十八条第一項の規定にかかわらず」を削る。

第二十条の二中「第十八条の二第一項の規定にかかわらず」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第十二号

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員の人事記録に関する規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表臨時的任用の項及び臨時的任用の期間更新の項中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改め、同表降任の項の次に次のように加える。

異動期間延長

法第二十八條の二第一項に規定する異動期間を延長する場合をいう。

別表免職の項中「第十八条第二項又は第十八条の二第二項」を「第十八条」に改める。
別表勤務延長の期限延長の項の次に次のように加える。

定年前再任用

法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用する場合をいう。

別表再任用の項及び再任用の任期更新の項を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員に係る勤務記録カードの作成に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める人事異動用語を用いなければならない。

一 改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条

第一項若しくは第二項又は第七條第一項若しくは第三項の規定により採用する場合
暫定再任用

二 改正法附則第四條第三項（改正法附則第五條第五項、第六條第三項又は第七條第
五項において準用する場合を含む。）の規定により任期を更新する場合 暫定再任
用の任期更新

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 栗山 知

岐阜県人事委員会規則第十三号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改
正する規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年
岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三條」の下に「第二十三條の二」を加える。

第三條の二の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員
等」に改め、同條第一号中「第二十八條の五第一項若しくは第二十八條の六第二項」を
「第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項」に、「再任用短時間勤務職員」
を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同條第二号中「第四項若しくは第九項」
を「若しくは第四項」に改める。

第八條第二項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」
に改める。

第二十三條第二項及び第三項を次のように改める。
職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る
別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調
整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員 条例第三十一條第二項の規定により定められたそ
の者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 育児短時間勤務職員等 育児休業条例第十八條（育児休業条例第十四條第二項に
おいて準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第三十一條第一項
ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間
で除して得た数（以下「算出率」という。）

三 任期付短時間勤務職員及び育児休業法第十八條第一項の規定により採用された職
員（以下「任期付短時間勤務職員等」という。） 条例第三十一條第三項（育児休
業条例第二十三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により定
められたその者の勤務時間を条例第三十一條第一項に規定する勤務時間で除して得
た数

第二十三條に次の二項を加える。

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に
定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用され
る給料表並びにその職務の級及び号給にに応じた額。以下この項において同じ。）の百
分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じ
た別表第一の二に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別
表第一の二の二に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月
額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調
整額とする。

第二章第三節中第二十三條の次に次の一條を加える。

（端数計算）

第二十三條の二 前條第二項、第三項及び第五項の規定による給料の調整額並びに同條
第四項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切
り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

第二十四條第三項中「地方公務員法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又
は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職
員」という。）を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同條第四項中「再任用職員」

を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「(再任用短時間勤務職員にあつてはその額)」、「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」及び「とする。」を削る。

第二十四条の二及び第二十九条の二の七中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十九条の九の二の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第二十九条の九の九第二号イ中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「第二十八条の二第一項」及び「(地方公務員法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)」を削る。

第二十九条の十の三第二項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

第二十九条の十七第二項第六号イ中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「第二十八条の二第一項」及び「(地方公務員法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)」を削る。

第三十四条の二第一項中「人事委員会規則で定める額」は、次の表の上欄に掲げる管理職手当の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を「人事委員会規則で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 次の表の上欄に掲げる管理職手当の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

管理職手当の区分	額
一種	一万二千元
二種	一万円
三種及び四種	八千円
五種及び六種(別表第一の三教育委員会の部学校の項に規定する教頭又は部主事の区分を除く)	六千円
六種(別表第一の三教育委員会の部学校の項に規定する教頭又は部主事の区分に限る。)、七種及び八種	四千円

二 定年前再任用短時間勤務職員 次の表の上欄に掲げる管理職手当の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

管理職手当の区分	額
一種	一万千円
二種	九千円
三種及び四種	七千円
五種及び六種(別表第一の三教育委員会の部学校の項に規定する教頭又は部主事の区分を除く。)	五千円
六種(別表第一の三教育委員会の部学校の項に規定する教頭又は部主事の区分に限る。)、七種及び八種	三千円

第三十四条の二第二項中「人事委員会規則で定める勤務」を「人事委員会規則で定める勤務」に改める。

第三十四条の三第一項中「人事委員会規則で定める額」は、次の表の上欄に掲げる管理職手当の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を「人事委員会規則で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 次の表の上欄に掲げる管理職手当の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

管理職手当の区分	額
一種	六千円
二種	五千円
三種及び四種	四千円
五種及び六種(別表第一の三教育委員会の部学校の項に規定する教頭又は部主事の区分を除く。)	三千円
六種(別表第一の三教育委員会の部学校の項に規定する教頭又は部主事の区分に限る。)、七種及び八種	二千円

二 定年前再任用短時間勤務職員 次の表の上欄に掲げる管理職手当の区分に応じ、

それぞれ同表の下欄に掲げる額

管理職手当の区分	額
一種	五千五百円
二種	四千五百円
三種及び四種	三千五百円
五種及び六種（別表第一の三教育委員会の部学校の項に規定する教頭又は部主事の区分を除く。）	二千五百円
六種（別表第一の三教育委員会の部学校の項に規定する教頭又は部主事の区分に限る。）、七種及び八種	千五百円

第四十八条の二、第四十八条の十の二、第四十八条の十一第二項第一号口及び第四十八条の十三の二中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四十八条の十八中「掲げる額（再任用短時間勤務職員）を「定める額（定年前再任用短時間勤務職員）」に改め、同条第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五十条第二号及び第三号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五十二条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「規定」を「規定を」に改める。

第五十七条の五各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六十二条第一項中「に定める」を「に掲げる」に改め、同項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六十九条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第七十二条第一項各号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改め、同

条第六項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第七項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第七十二条の二中「次の各号に掲げる率」を「当該各号に定める率」に改め、同条第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第七十三条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「すべて」を「全て」に改める。
付則に次の十三項を加える。

（条例付則第二十八項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）

20 育児休業条例附則第二項（育児休業条例附則第三項の規定により読み替えられた育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例付則第二十八項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

（条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

21 条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員に対する第二十三条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

（条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員の管理職手当）

22 条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員に対する第二十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

（条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員の初任給調整手当）

23 条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員に対する第二十五条の七の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第二」とあるのは、「付則別表」とする。

- 24 (条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)
 条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員に対する第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項の規定の適用については、当分の間、第三十四条の二第一項第一号及び第三十四条の三第一項第一号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。
 (条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)
- 25 条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員であつて、第四十四条第三項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)及び同日に受けていた」とする。
- 26 条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員のうち、第四十四条第四項各号又は第五項各号に掲げる職員であるもの同条第二項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。
 (条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)
- 27 条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員であつて、第四十四条の二第三項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)及び同日に受けていた」とする。
- 28 条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員のうち、第四十四条の二第五項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第五項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。
- 29 条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員に対する第四十四条の三第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに付則第二十七項及び第二十八項」とする。

- 30 (条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員の産業教育手当の支給額)
 条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員に対する第四十八条の二の規定の適用については、当分の間、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。
- 31 前項の場合において、条例付則第三十項、第三十二項、第三十四項又は第三十五項の規定による給料を支給されるときは、前項中「切り上げた額」とあるのは、「切り上げた額」と条例付則第三十項、第三十二項、第三十四項又は第三十五項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 32 (条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額)
 条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員に対する第四十八条の十八の規定の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。
 付則の次に付則別表として次の一表を加える。

付則別表(付則第23項関係)

職員の区分 期間の区分	第1項職員				第2項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	
	円	円	円	円	円
1年未満	258,200	216,000	175,800	129,300	38,500
1年以上 2年未満	258,200	216,000	175,800	129,300	38,500
2年以上 3年未満	258,200	216,000	175,800	129,300	38,500
3年以上 4年未満	258,200	216,000	175,800	129,300	38,500
4年以上 5年未満	258,200	216,000	175,800	129,300	38,500
5年以上 6年未満	258,200	216,000	175,800	129,300	38,500
6年以上 7年未満	258,200	216,000	175,800	129,300	38,500
7年以上 8年未満	258,200	216,000	175,800	129,300	35,700
8年以上 9年未満	258,200	216,000	175,800	129,300	32,900
9年以上10年未満	258,200	216,000	175,800	129,300	30,100
10年以上11年未満	258,200	216,000	175,800	129,300	27,300
11年以上12年未満	258,200	216,000	175,800	129,300	24,500
12年以上13年未満	258,200	216,000	175,800	129,300	21,700
13年以上14年未満	258,200	216,000	175,800	129,300	18,900
14年以上15年未満	258,200	216,000	175,800	129,300	16,100
15年以上16年未満	258,200	216,000	175,800	129,300	13,300
16年以上17年未満	255,400	213,700	174,000	128,200	10,500
17年以上18年未満	252,600	211,400	172,200	127,100	7,700
18年以上19年未満	249,800	209,100	170,400	125,900	4,900
19年以上20年未満	247,000	206,800	168,600	124,800	2,100
20年以上21年未満	244,200	204,500	166,700	123,700	
21年以上22年未満	232,300	194,800	158,300	117,300	
22年以上23年未満	220,300	185,000	150,000	110,400	
23年以上24年未満	208,600	175,600	141,600	104,000	
24年以上25年未満	196,800	165,800	133,400	97,200	
25年以上26年未満	184,900	156,200	125,100	90,800	
26年以上27年未満	170,400	143,900	115,000	83,100	
27年以上28年未満	156,100	132,000	105,000	75,800	
28年以上29年未満	141,800	119,800	95,000	68,600	
29年以上30年未満	127,300	107,500	85,000	60,900	
30年以上31年未満	111,900	94,900	74,500	53,500	
31年以上32年未満	96,600	82,100	64,100	45,700	
32年以上33年未満	81,400	69,600	53,500	38,400	
33年以上34年未満	59,100	51,400	40,100	28,500	
34年以上35年未満	38,200	34,400	27,200	19,300	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第25条の5各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「第1項職員」とは第25条の3第1項の職を占める職員を、「第2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第25条の3第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

別表第1の2の2(第23条関係)

給 料 表	職務の級	調 整 基 本 額
行 政 料 給 料 表	1 級	5,700円
	2 級	6,600円
	3 級	7,800円
	4 級	8,400円
	5 級	8,900円
	6 級	9,600円
	7 級	10,900円
	8 級	11,900円
	9 級	13,500円
公 安 料 給 料 表	1 級	7,400円
	2 級	7,700円
	3 級	7,900円
	4 級	8,800円
	5 級	9,300円
	6 級	9,800円
	7 級	10,500円
	8 級	11,600円
	9 級	12,500円
教 育 料 給 料 表 (一)	1 級	7,200円
	2 級	8,600円
	3 級	9,000円
	4 級	9,700円
	5 級	12,200円
研 究 料 給 料 表	1 級	6,700円
	2 級	7,900円
	3 級	8,700円
	4 級	10,000円
	5 級	11,800円
医 療 料 給 料 表 (二)	1 級	5,800円
	2 級	6,600円
	3 級	7,400円
	4 級	7,900円
	5 級	8,600円
	6 級	9,900円
	7 級	11,200円
医 療 料 給 料 表 (三)	1 級	7,200円
	2 級	7,800円
	3 級	8,000円
	4 級	8,300円
	5 級	8,800円
	6 級	10,000円
	7 級	11,300円

別表第一の二の次に次の一表を加える。

別記

第1号様式 (第26条の4関係)

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

任命権者 様	勤務公署名			
	職名		氏名	

条例第12条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由

- 1 新たに職員となった(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。)
- 2 行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった(子以外の扶養親族がある場合に限る。)
- 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある(行政職9級職員等にあつては、子に限る。)
- 4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政職9級職員等にあつては、子に限る。)

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	年 収 額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所 得 の 種 類	金 額		

記入上の注意

- 1 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
- 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。
- 3 「年収額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
- 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、就職、離職、60歳以上等)をそれぞれ記入する。

参考

--

別表第六及び別表第六の二中「**届出理由**」を「**届出理由(届出理由)**」に改める。

別記第一号様式から別記第二号様式の六までを次のように改める。

第2号様式 (第26条の4関係)

扶 養 親 族 簿

職員番号	
氏名	

1 扶養親族の状況

扶養親族の氏名	続柄	生年月日(加算開始時期)	届出年月日(受理年月日)	届出事実の発生日	届出事由	支給の時期・終期の(満22歳年度末)
		年月日(年4月~)	年月日	年月日		年月分まで
		年月日(年4月~)	年月日	年月日		年月分まで
		年月日(年4月~)	年月日	年月日		年月分まで
		年月日(年4月~)	年月日	年月日		年月分まで
		年月日(年4月~)	年月日	年月日		年月分まで
		年月日(年4月~)	年月日	年月日		年月分まで
		年月日(年4月~)	年月日	年月日		年月分まで
		年月日(年4月~)	年月日	年月日		年月分まで
		年月日(年4月~)	年月日	年月日		年月分まで
		年月日(年4月~)	年月日	年月日		年月分まで
		年月日(年4月~)	年月日	年月日		年月分まで
		年月日(年4月~)	年月日	年月日		年月分まで

(記入上の注意)

- 1 「生年月日(加算開始時期)」欄には、加算措置の対象となる子について、加算開始の時期を()書で記入する。
- 2 「届出年月日(受理年月日)」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を()書で記入する。
- 3 子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出年月日(受理年月日)」欄及び「届出事実の発生日」欄の記入は要しない。なお、「届出の事由」欄には、「満22歳年度末」と記入する。
- 4 「備考」欄は、扶養親族及び扶養手当額の認定上、特に必要な事項を記入する。

2 扶養手当の月額額の認定(支給額の改定)

支給開始(終了)・支給額改定時期	認定扶養親族(子以外)	認定扶養親族(子)	うち加算措置対象	扶養手当の月額額	認定事由及び料級	認定年月日(確認年月日)	職名・氏名
年月分まで	人	人	人	円		年月日	
年月分まで	人	人	人	円		年月日	
年月分まで	人	人	人	円		年月日	
年月分まで	人	人	人	円		年月日	
年月分まで	人	人	人	円		年月日	
年月分まで	人	人	人	円		年月日	
年月分まで	人	人	人	円		年月日	
年月分まで	人	人	人	円		年月日	
年月分まで	人	人	人	円		年月日	
年月分まで	人	人	人	円		年月日	
年月分まで	人	人	人	円		年月日	
年月分まで	人	人	人	円		年月日	

3 備考

--

第2号様式の2 (第29条の2の8関係)

住 居 届

年 月 日提出

任命権者 様	勤務公署名			
	職名		氏名	

規則第29条の2の8の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。

(届出の理由が生じた日)

年 月 日

職員 が 居住 する 借家 ・ 借 間	届出の理由	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 3 転 居(1又は2に該当する場合を除く。)			
		<input type="checkbox"/> 4 契約関係の変更 <input type="checkbox"/> 5 家賃額の改定 <input type="checkbox"/> 6 その他()			
	契約開始日	年 月 日から		住宅への入居日	年 月 日
	住宅の所在地				
	住宅所有者	続柄()		住 所	
	住宅の貸主	続柄()		住 所	
	住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄 ()		共同名義人が <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる 続柄 ()	
家賃等	月額 (年 月 日から)	円	左記家賃額には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている(光熱費込みの下宿代)。 <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている(賄い付下宿代)。		

(届出の理由が生じた日)

年 月 日

配偶者等 が 居住 する 借家 ・ 借 間	届出の理由	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 3 転 居(1又は2に該当する場合を除く。)			
		<input type="checkbox"/> 4 契約関係の変更 <input type="checkbox"/> 5 家賃額の改定 <input type="checkbox"/> 6 その他()			
	契約開始日	年 月 日から		住宅への入居日	年 月 日
	住宅の所在地				
	住宅所有者	続柄()		住 所	
	住宅の貸主	続柄()		住 所	
	住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄 ()		共同名義人が <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる 続柄 ()	
家賃等	月額 (年 月 日から)	円	左記家賃額には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている(光熱費込みの下宿代)。 <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている(賄い付下宿代)。		

記入上の注意

- 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費、駐車場の借料若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものについての借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分についての家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例:光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:賄い付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込み又は賄い付下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には、該当するものにレ印を付するものとする。
- 家賃額の改定等居住の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。
- 「配偶者等が居住する借家・借間」欄は、単身赴任手当を支給される職員が届け出る場合のみ記入する。

備考

--

第 2 号 様 式 の 3 (第 29 条 の 2 の 9 関 係)

住 居 手 当 認 定 簿

職員番号	
氏名	

事実発生年月日	届出の理由		届出年月日 (受理年月日)	該当条文	決定家賃等	支給の始期等	住居手 当 額	確認・決定(改定)	備考
	内容								
年 月 日			年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第12条の5 第1項第1号	円	年 月 日から	円	年 月 日	
年 月 日			年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第12条の5 第1項第2号	円	年 月 日まで	円	年 月 日	
年 月 日			年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第12条の5 第1項第1号	円	年 月 日から	円	年 月 日	
年 月 日			年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第12条の5 第1項第2号	円	年 月 日まで	円	年 月 日	
年 月 日			年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第12条の5 第1項第1号	円	年 月 日から	円	年 月 日	
年 月 日			年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第12条の5 第1項第2号	円	年 月 日まで	円	年 月 日	
年 月 日			年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第12条の5 第1項第1号	円	年 月 日から	円	年 月 日	
年 月 日			年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第12条の5 第1項第2号	円	年 月 日まで	円	年 月 日	
年 月 日			年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第12条の5 第1項第1号	円	年 月 日から	円	年 月 日	
年 月 日			年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第12条の5 第1項第2号	円	年 月 日まで	円	年 月 日	
年 月 日			年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第12条の5 第1項第1号	円	年 月 日から	円	年 月 日	
年 月 日			年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第12条の5 第1項第2号	円	年 月 日まで	円	年 月 日	
備考									

記入上の注意
「届出年月日(受理年月日)」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあつては、届出受理日を()書で記入する。

第2号様式の4 (第29条の3関係)

通 勤 届

年 月 日提出

任命権者		勤務公署名	
様		所在地	
職名		氏名	
住所			

規則第29条の3の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

- 1 新規 (異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
- 2 住居の変更
- 3 通勤経路又は方法の変更
- 4 運賃等の負担額の変更
- 5 その他 () 届出の理由が生じた日 年 月 日

直前の届出の区間と同一の区間がある。
(該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1□		住居から(経 由) まで	. km	分		円	
2□		から(経 由) まで	. km	分		円	
3□		から(経 由) まで	. km	分		円	
4□		から(経 由) まで	. km	分		円	
5□		から(経 由) まで	. km	分		円	
6□		から(経 由) まで	. km	分		円	
7□		から(経 由) まで	. km	分		円	

記入上の注意

総通勤距離 . km 総所要時間 分

- 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。
- 2 「距離」欄及び「総通勤距離」欄は、小数点以下第1位まで記入する。
- 3 「乗車券等の種類」欄には、定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。
- 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券(〇箇月)の価額、〇枚綴回数券の額等乗車券に应ずる額を記入する。
- 5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

条例第12条の6第3項又は第4項の規定の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)

- 1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

※ 現公署への異動発令年月日	年 月 日	※ 異動等前の住居への入居年月日	年 月 日
※ 異動等の直前の住居		※ 現住居への入居年月日	年 月 日

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

経路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考
1		住居から(経 由) まで	. km	分	
2		から(経 由) まで	. km	分	
3		から(経 由) まで	. km	分	
4		から(経 由) まで	. km	分	
5		から(経 由) まで	. km	分	
6		から(経 由) まで	. km	分	

記入上の注意

総通勤距離 . km 総所要時間 分

- 1 ※欄は、□1にレ印を付した職員のみ記入すること。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。
- 3 「距離」欄及び「総通勤距離」欄には、小数点以下第1位まで記入する。

第2号様式の4の2 (第29条の4関係)

通勤手当認定簿

氏名 職員番号 所属 事実発生日 年月日

平均1箇月当たりの通勤所要回数 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等 算出式 届出年月日 年月日

普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等の名称	利用区間	定期回数券その他	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等認定期間	支給月(毎月の場合)	備考
					回数券その他	定期回数券	回数券その他	定期回数券				
	1								円	年 月 日から 年 月 日まで		
	2								円	年 月 日から 年 月 日まで		
	3								円	年 月 日から 年 月 日まで		
	4								円	年 月 日から 年 月 日まで		
	5								円	年 月 日から 年 月 日まで		
	6								円	年 月 日から 年 月 日まで		
	7								円	年 月 日から 年 月 日まで		
	8								円	年 月 日から 年 月 日まで		

1箇月当たりの運賃等相当額の合計額

自動車等の額 (条例第12条の6第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 km) 円

普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第29条の902の2 □第1号 □第2号 □第3号 1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額 円

1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき 55,000円 × [箇月] = 円

年 月 日から 年 月 日まで

順路	算出の基礎となる		定期券の回数その他	特別料金等(特別運賃等)の算出基礎(特別運賃等)の1相当額		1箇月当たりの特別料金の1相当額	新幹線定期等	支給月額(毎月の場合)	備考																										
	新幹線等名称	利用区間		回数その他	特別料金等(特別運賃等)の算出基礎(特別運賃等)の1相当額																														
1						円	円	年 月 日から 年 月 日まで																											
2						円	円	年 月 日から 年 月 日まで																											
3						円	円	年 月 日から 年 月 日まで																											
4						円	円	年 月 日から 年 月 日まで																											
利用者						1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額																													
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき						20,000円 × [箇月] = 円																													
支給額						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	職名	確認・決定欄	備考															
事例第12条の6第1項 該当・非該当						円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	氏名	年 月 日																
<input type="checkbox"/> 該当 (<input type="checkbox"/> 規則第29条の5) <input type="checkbox"/> 非該当 理由 {						返納事由 規則第29条の10の2第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号						返納対象普通交通機関等、新幹線 由発生月 年 月 日 返納事由 年 月 日 由発生月 年 月 日						支払金相当額(支払金2分の1相当額)の算出基礎 円						支払金相当額(支払金2分の1相当額) 円						備考					
事例第12条の6第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 規則第29条の9の2 (通勤所要回数 回) 事例第12条の6 <input type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第4項						1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55,000円を超えていた場合(1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第29条の10の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と人事委員会の定める額(算出基礎)						(算出基礎) 円						(算出基礎) 円						備考											

第2号様式の5 (第29条の19関係)

単 身 赴 任 届

年 月 日提出

任命権者 様	職名	氏名
勤務公署名	所在地	
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 異動 <input type="checkbox"/> 3 転居(<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者) ※4に該当する場合を除く <input type="checkbox"/> 4 配偶者と同居 <input type="checkbox"/> 5 その他() 上記事実の発生年月日 年 月 日	

規則第29条の19の規定に基づき次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。

1 異動直前の居住状況等(届出の理由が「1 新規」以外の場合は記入不要)

異動の発令年月日	年 月 日
本人の住居	
同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日)

2 現在の居住状況等(届出の理由が「4 配偶者と同居」の場合は記入不要)

配偶者と別居した年月日	年 月 日
配偶者と別居した事情	
本人の住居	入居年月日 年 月 日
本人の住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄)
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 同じ。 <input type="checkbox"/> 異なる(配偶者の住居及び入居年月日を記入)。 配偶者の住居： 入居年月日： 年 月 日

(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

(異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は記入不要)

職員 記入 欄	順路	通勤方法の別	区 間
	1		住居 から(経由) まで
	2		から(経由) まで
	3		から(経由) まで
	4		から(経由) まで
	5		から(経由) まで

任命権者 記入 欄	順路	通勤方法の別	区 間	距 離
	1		住居 から(経由) まで	. km
	2		から(経由) まで	. km
	3		から(経由) まで	. km
	4		から(経由) まで	. km
	5		から(経由) まで	. km
計(規則第29条の15の規定による通勤距離)				. km

(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

(異動に伴って配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは記入不要)

職員 記入 欄	順路	通勤方法の別	区 間		
	1		住居	から(經由) まで
	2			から(經由) まで
	3			から(經由) まで
	4			から(經由) まで
	5			から(經由) まで

任命 権者 記入 欄	順路	通勤方法の別	区 間			距 離
	1		住居	から(經由) まで	. km
	2			から(經由) まで	. km
	3			から(經由) まで	. km
	4			から(經由) まで	. km
	5			から(經由) まで	. km
計(規則第29条の15の規定による通勤距離)						. km

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

職員 記入 欄	順路	交通方法の別	区 間		
	1		住居	から(經由) まで
	2			から(經由) まで
	3			から(經由) まで
	4			から(經由) まで
	5			から(經由) まで

任命 権者 記入 欄	順路	交通方法の別	区 間			距 離
	1		住居	から(經由) まで	. km
	2			から(經由) まで	. km
	3			から(經由) まで	. km
	4			から(經由) まで	. km
	5			から(經由) まで	. km
計(条例第12条の7第2項の規定による交通距離)						. km

記入上の注意

- 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者又は当該者の配偶者が、住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 届出の理由の1以外に該当する場合は、「1異動直前の居住状況等」は、記入を要しない。
- 「1異動直前の居住状況等」及び「2現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となつた公署を異にする異動をいう。
- 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなつた者又は定年前再任用(暫定再任用を含む。)をされた者、派遣から職務に復帰した者若しくは休職から復職した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「再任用」、「復帰」若しくは「復職」と読み替えて記入する。
- 異動に伴って配偶者ととも住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「2(1)異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は、記入を要しない。
- 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「2(2)配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は、記入を要しない。
- 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 別居後に配偶者を欠くこととなつた場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。

第2号様式の6 (第29条の20関係)

単 身 赴 任 手 当 認 定 簿

職員番号	
氏名	

事実発生年月日	届出の理由等		届出年月日 (受理年月日)	支給の始期(終期)・ 支給額の改定時期	交通距離	基礎額	加算額	単身赴任手 当の月額	確認・決定(改定)	備考
	内容									
年 月 日			年 月 日	年 月から 年 月まで	km	円	円	円	年 月 日	
年 月 日			年 月 日	年 月から 年 月まで	km	円	円	円	年 月 日	
年 月 日			年 月 日	年 月から 年 月まで	km	円	円	円	年 月 日	
年 月 日			年 月 日	年 月から 年 月まで	km	円	円	円	年 月 日	
年 月 日			年 月 日	年 月から 年 月まで	km	円	円	円	年 月 日	

記入上の注意

1. 「届出年月日(受理年月日)」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあつては、届出受理日を()書で記入する。
2. 「内容」欄には、単身赴任届の「届出の理由」のうち該当するものを記入し、「その他」に該当する場合は()内の内容を記入する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和四年改正条例 岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年岐阜県条例第三十三号)をいう。

二 令和三年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。

五 令和五年旧地方公務員法 令和三年改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)をいう。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

3 令和四年改正条例附則第三十一項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。次項第二号において「育児休業法」という。)第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

4 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

一 暫定再任用短時間勤務職員 令和四年改正条例附則第三十二項

二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和四年改正条例附則第三十一項

(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた令和四年改正条例附則第三十項

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第八条第二項、第二十三条第三項及び第四項、第二十四条第三項及び第四項、第四十条の二、第四十八条の十の二、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十三の二、

第四十八条の十八(第一号に係る部分を除く)、第五十条、第五十二条、第六十二条第一項、第六十九条第二項、第七十二条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第七十二条の二並びに第七十三条第一項の規定を適用する。

6 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第二十三条第四項の規定を適用する。

7 条例第九条の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。)を占める令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の規定により採用された職員(次項において「特定暫定再任用職員」という。)(のうち、当該職に係る令和四年改正条例第一条の規定による改正前の岐阜県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年岐阜県条例第十九号)第三条に規定する年齢(この規則の施行の日(以下「施行日」という。))以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における同条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢)に達した日が施行日の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の第二十三条及び第二十三条の二並びに前二項(第二十三条第三項又は第四項に係る部分に限る。)(の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の第二十三条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

8 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員(施行日前に令和五年旧地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。次号及び第三号において同じ。)であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員(第三号に掲げる職員を除く。)(施行日

の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に令和四年改正条例第五条の規定による改正前の条例（次号において「令和五年旧条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の第二十三条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなった場合）に、令和五年旧条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の第二十三条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合
 ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ令和五年旧条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

9 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する改正後の第二十四条第三項の規定の適用については、同項中「別表第一の四」とあるのは、「別表第一の五」とする。

10 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第二十四条の二、第二十九条の二の七、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第四十

八条の十八（第一号に係る部分に限る。）、第五十七条の五、第七十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六項及び第七項並びに別表第六及び別表第六の二の規定を適用する。

11 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、条例第十二条の六第一項第一号又は第三号に掲げる職員であつて、第二十九条の九の九第二号に規定する常例にあるものは、条例第十二条の六第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の規定による採用（令和五年旧地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧地方公務員法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項又は令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定による採用（地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した日（同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び同法第二十二条の四第一項若しくは第二十二條の五第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

12 令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員に対する改正後の第二十九條の九の九の規定の適用については、同条第二号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

13 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、第二十九条の十四に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生直前の住居から当該事由の発生直後に在勤する公署に通勤することが

第二十九条の十五に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員は、条例第十二条の七第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の規定による採用（令和五年旧地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧地方公務員法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項又は令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定による採用（地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した日（同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び同法第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

14 令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員に対する改正後の第二十九條の十七第二項の規定の適用については、同項第六号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

15 施行日前に、改正前の第二十九條の十七第二項第六号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

16 その者の属する職務の級が二級である暫定再任用職員のうち、教育長が定める学級を担任するものに対する第四十八條の十八の規定の適用については、附則第五項の規定によるほか、附則第十項の規定にかかわらず、同条第一号中「その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務職員であるときは、

その者の属する職務の級とする。以下この条において同じ。）に対応する別表第六に掲げる額」とあるのは「八千円」と、同条第二号及び第三号中「その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第六の二に掲げる額」とあるのは「八千円」と、同条第四号及び第五号中「その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第六の二に掲げる額」とあるのは「八千円」と、別表第六の二に掲げる額」とあるのは「八千円」とする。

17 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定による採用は、地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用とみなして、改正後の第七十二條第三項の規定を適用する。

18 この規則の施行の際現に改正前の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

19 附則第三項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第十四号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条の二第二項第二十一号」の下に「（条例第五条の三の二において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「附則第二十三項」を「附則第四項」に改

め、同条第三号中「附則第二十四項」を「附則第五項」に改め、同条第四号中「附則第二十五項」を「附則第六項」に改め、同条第五号中「附則第三十項」を「附則第十項」に改め、同条第六号中「附則第三十一項」を「附則第十一項」に改める。

第二条の七中「別表第一イ又は口の表」を「別表イ又は口の表」に改める。
第三十三条を削る。
付則に次の二項を加える。

(条例附則第二十項第二号に規定する人事委員会規則で定める職員)

4 条例附則第二十項第二号に規定する人事委員会規則で定める職員は、教育公務員特例法第八条第一項の規定の適用を受ける職員とする。

(条例附則第二十五項及び第二十六項の規定により読み替えて適用する条例第五条の三に規定する人事委員会規則で定める年齢)

5 条例附則第二十五項及び第二十六項の規定により読み替えて適用する条例第五条の三に規定する人事委員会規則で定める年齢は、六十五歳とする。

別表口の表第一号区分の項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつたものに限る。）

別表口の表第二号区分の項第八号中「第一号区分の項第三号」を「第一号区分の項第四号」に改め、同項第十一号中「第一号区分の項第四号」を「第一号区分の項第五号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山知

岐阜県人事委員会規則第十五号

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則（昭和四十六年岐阜県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第一号中「第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項」を「第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 暫定再任用短時間勤務職員（岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岐阜県条例第三十三号）附則第三十項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の第三条第一号の規定を適用する。

岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山知

岐阜県人事委員会規則第十六号

岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則（昭和六十年岐阜県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 定年制度（第二条 第八条）

第三章 管理監督職勤務上限年齢制（第九条 第二十二條）

第四章 定年前再任用短時間勤務制（第二十三條 第二十七條）

第五章 雑則（第二十八條）

附則

第一章 総則

第一条中「第四条第五項」を削り、「勤務延長の手続等」を「職員の定年等」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第二条第一項を削り、同条第二項中「第四条第二項」を「第四条第一項ただし書の規定による異動期間（条例第九条第一項に規定する異動期間をいう。以下同じ。）を延長した職員の勤務延長（条例第四条第一項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）又は同条第二項に、「期限」を「勤務延長の期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「勤務延長をしている職員」を「勤務延長職員（条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条を第二十八條とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章 雑則

第三条の見出しを「勤務延長に関する報告」に改め、同条に次の一項を加える。

2 任命権者は、第六条第二項ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定による昇任、降任又は転任を行った場合には、速やかに当該昇任、降任又は転任の内容を人事委員会に報告しなければならない。

第三条を第八条とし、同条の次に次の二章を加える。

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職から除かれる職）

第九条 条例第六各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

一 条例第三条ただし書に規定する職員が占める職

二 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第八条第一項の規定の適用を受け
る職員が占める職

三 前二号に掲げる職のほか、職務と責任の特殊性により地方公務員法（昭和二十五

年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八條の二の規定を適用すること
とが著しく不適当と認められる職として人事委員会が定める職

（管理監督職に相当する職）

第十条 条例第六条第五号の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

一 岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）第四十二條に
規定する調査官（警視の階級にある岐阜県警察の警察官を除く。）

二 前号に掲げる職のほか、これに相当する職として人事委員会が定める職

（管理監督職への併任の制限）

第十一条 法第二十八條の三の規定は、併任について準用する。

（他の管理監督職の併任の解除）

第十二条 職員が他の管理監督職（条例第六条に規定する職をいう。以下同じ。）に併
任されている場合において、当該職員が他の職への降任等（法第二十八條の二第四項
に規定する他の職への降任等をいう。以下同じ。）をされたとき（条例第十二條の規
定により他の職への降任等をされたときを含む。）又は併任されている他の管理監督
職の異動期間の末日が到来したときは、任命権者は、当該併任を解除しなければなら
ない。

（異動期間の延長に係る任命権者）

第十三条 条例第九条に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれない
ものとする。

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合）

第十四条 条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職
を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うこと
をその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の
管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めて
いるものとみなす。

（異動期間の期限の延長承認）

第十五条 条例第九条第二項又は第四項の規定による異動期間の延長に係る人事委員会
の承認の申請は、別記第四号様式による申請書によつて行わなければならない。この
場合において、当該申請には、第二十条に規定する職員の同意を得たことを証する書
面を添付しなければならない。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第十六条 条例第九条第三項の人事委員会規則で定める管理監督職は、県立学校及び市町村立学校（市町村の組合立の学校を含む。）の校長が占める職とする。

（条例第九条第三項又は第四項の規定による任用）

第十七条 条例第九条第三項又は第四項の規定により特定管理監督職群（条例第九条第三項に規定する特定管理監督職群をいう。以下この条において同じ。）に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

（管理監督職への併任の特例）

第十八条 任命権者は、条例第九条の規定により延長された異動期間に係る管理監督職を占める職員が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合その他人事委員会が定める場合に限り、第十一条の規定にかかわらず、当該職員を、他の管理監督職に併任することができる。

（異動期間の延長に係る他の任命権者に対する通知）

第十九条 任命権者は、条例第九条の規定により異動期間を延長する場合、条例第十一条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合及び条例第十二条の規定により異動期間の延長の事由の消滅により他の職への降任等をする場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第二十条 条例第十条に規定する職員の同意は、書面によつて行うものとする。

（降任等に係る人事異動通知書の交付）

第二十一条 任命権者は、他の職への降任等をする場合には、職員に人事異動通知書を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。

- 一 条例第九条の規定により異動期間を延長する場合
- 二 条例第十一条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合
- 三 条例第九条の規定により異動期間を延長した後、管理監督職務上限年齢が当該

職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達していない職員となつた場合

（異動期間の延長に関する報告）

第二十二条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を、別記第五号様式により人事委員会に報告しなければならない。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用の原則）

第二十三条 定年前再任用（条例第十三条及び第十四条第一項の規定により採用することとをいう。以下同じ。）を行うに当たつては、法第十三条に定める平等取扱いの原則及び法第十五条に定める任用の根本基準に違反してはならない。

2 前項に定めるもののほか、定年前再任用を行うに当たつては、職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれはならず、法に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

3 条例第十三条に規定する年齢六十一年以上退職者が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であつたことその他法第五十六条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

（定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意）

第二十四条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たつては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下この条及び次条において「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- 一 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- 二 定年前再任用を行う日
- 三 定年前再任用に係る勤務地
- 四 定年前再任用をされた場合の給与
- 五 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- 六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第二十五条 条例第十三条及び第十四条第一項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

一 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る人事異動通知書の交付)

第二十六条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第二号に掲げる場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことが適当であると認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもつて人事異動通知書の交付に代えることができる。

一 定年前再任用を行う場合

二 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員(条例第十三条及び第十四条第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)が当然に退職する場合

(定年前再任用に関する報告)

第二十七条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年の五月一日以後の一年間における定年前再任用の状況を、別記第六号様式により人事委員会に報告しなければならない。

第二条の次に次の五条を加える。

(勤務延長に係る任命権者)

第三条 条例第四条の任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(勤務延長職員の併任の制限)

第四条 任命権者は、勤務延長職員が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合を除き、勤務延長職員を併任することができない。

(勤務延長に係る他の任命権者に対する通知)

第五条 任命権者は、勤務延長を行う場合、条例第四条第二項の規定により勤務延長の期限を延長する場合及び同条第四項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

(定年に達している者の任用の制限)

第六条 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用

することができない。ただし、かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き特別職に属する職、国家公務員の職その他これらに準ずる職で人事委員会が定めるものに就き、引き続きこれらの職に就いているもの(これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。)を、当該職に係る定年退職日(条例第二条に規定する定年退職日をいう。以下同じ。)以前に採用する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 勤務延長職員を、組織の変更等により、勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合
二 退職をする職員を、人事管理上の必要性に鑑み、当該退職の日に限り臨時的に置かれる職に転任する場合

(勤務延長等に係る人事異動通知書の交付)

第七条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第一号又は第六号に掲げる場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことが適当であると認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもつて人事異動通知書の交付に代えることができる。

一 職員が定年退職(条例第二条の規定により退職することをいう。)をする場合

二 勤務延長を行う場合

三 条例第四条第二項の規定により勤務延長の期限を延長する場合

四 条例第四条第四項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合

五 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなつた場合

六 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

附則に次の見出し及び六項を加える。

(職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 条例附則第六項の任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

5 条例附則第六項の人事委員会規則で定める職員は、教育公務員特例法第八条第一項の規定の適用を受ける職員とする。

6 次に掲げる職員に対する条例附則第六項の規定による情報の提供及び勤務の意思の

確認は、当該職員についてそれぞれ同項に規定する期間内に、できる限り速やかに行うものとする。

一 条例附則第六項に規定する情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員

二 条例附則第六項に規定する末日経過職員

7 条例附則第六項又は第七項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第一号、第三号及び第四号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢六十年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

一 法第二十八条の二から第二十八条の五まで及び条例第六条から第十二条までの規定による管理監督職務上限年齢による降任等に関する情報

二 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報

三 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年岐阜県条例第二十九号）付則第二十八項から第三十七項までの規定による年齢六十年に達した日以後における最初の四月一日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

四 岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）附則第十八項から第二十一項までの規定による当該職員が年齢六十年に達した日から条例第三条に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に条例第二条の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする等の退職手当に関する特例措置に関する情報

五 前各号に掲げるもののほか、条例附則第六項又は第七項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

8 任命権者は、条例附則第六項又は第七項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

9 条例附則第六項又は第七項の規定による勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- 一 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
- 二 年齢六十年に達する日以後の退職の意思
- 三 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向

四 その他任命権者が必要と認める事項

原記載一訂正式「勤務延長の期限延長」や「勤務延長及び勤務延長の期限延長」
「第4条第2項の規定に基づき、同項の」や「第4条第1項ただし書の規定による異動期間を延長した職員の勤務延長又は同条第2項の規定による」
「期限を」や「異動期間を延長した職員で勤務延長をする予定者又は期限を」
「、生年月日」や「及び生年月日」
「勤務延長の理由」や「勤務延長又は期限の延長の理由」
原記載第三号様式中「第3条関係」や「第8条関係」
「第3条の」や「第8条第1項の」に改め、同様式の次に次の三様式を加える。

「第3条の」
「第8条第1項の」
「第3条の」

第4号様式 (第15条関係)

異動期間の期限の延長承認申請書

第 号
年 月 日

岐阜県人事委員会委員長 様

任命権者

岐阜県職員の定年等に関する条例第9条第2項又は第4項の規定に基づき、異動期間の期限の延長について下記のとおり申請します。

記

- 1 期限を延長する予定者の氏名及び生年月日
- 2 所属部局、職名、補職名、職務の級及び号給
- 3 異動期間の末日
- 4 既に延長された異動期間の延長理由
- 5 期間を更に延長しようとする理由
- 6 申請する異動期間の末日
- 7 職務内容
- 8 その他参考となる事項

第5号様式 (第22条関係)

異 動 期 間 の 延 長 状 況 報 告 書

第 年 月 日 号

岐阜県人事委員会委員長 様

任命権者

岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則第22条の規定に基づき、異動期間の延長の状況 (年4月2日から 年4月1日まで) について次のとおり報告します。

氏 名	生年月日 (年齢)	所 属 職 (補 職) 名	職務の 級・号給	定年退職日 (定年年齢)	職 務 内 容	異動期 間延長 事 由	異動期間 延長期限
	年 月 日 (歳)			年 月 日 (歳)			年 月 日
	年 月 日 (歳)			年 月 日 (歳)			年 月 日
~~~~~							
	年 月 日 ( 歳)			年 月 日 ( 歳)			年 月 日
	年 月 日 ( 歳)			年 月 日 ( 歳)			年 月 日
	年 月 日 ( 歳)			年 月 日 ( 歳)			年 月 日

第6号様式 (第27条関係)

定 年 前 再 任 用 状 況 報 告 書

第 年 月 日 号 日

岐阜県人事委員会委員長 様

任命権者

岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則第27条の規定に基づき、定年前再任用の状況 ( 年 5月1日から 年4月30日まで) について次のとおり報告します。

氏 名	生年月日 (年齢)	退 職 日 (退職年齢)	勤続 年数	退 職 時		定年前 再任用時		職務 内容	定年前 再任用 事 由	定年前 再任用 任 期
				所属名 (補職名)	職務 の級 (号給)	所属名 (補職名)	職務 の級			
	年 月 日 ( 歳)	年 月 日 ( 歳)	年							年 月 日から 年 月 日まで
~~~~~										
	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	年							年 月 日から 年 月 日まで

記入上の注意

- 1 「生年月日 (年齢)」の欄の年齢は、定年前再任用を行う日における年齢を記入する。
- 2 「職務の級 (号給)」の欄の号給は、退職時のみ記入する。
- 3 「職務内容」の欄には、定年前再任用時の当該職員の職務内容及び勤務形態を記入する。
- 4 「定年前再任用事由」の欄には、定年前再任用を行う事情その他の理由を記入する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(令和四年改正条例附則第二項の規定による勤務についての準用)

2 改正後の第三条から第五条まで、第六条第二項、第七条及び第八条第二項の規定は、岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年岐阜県条例第三十三号。以下「令和四年改正条例」という。)(附則第二項の規定による勤務について準用する。)

(令和四年改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める職及び職員)

3 令和四年改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)(の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(岐阜県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年岐阜県条例第十九号。以下「定年条例」という。)(第三条に規定する定年をいう。以下同じ。))が基準日の前日における新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、令和四年改正条例第一条の規定による改正前の定年条例(次項において「旧定年条例」という。)(第三条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が定年条例第三条本文に規定する定年である職に限る。))とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

4 令和四年改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧定年条例第三条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

5 第六条第二項ただし書及び第八条第二項の規定は、令和四年改正条例附則第三項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

(令和四年改正条例附則第二十六項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

6 令和四年改正条例附則第二十六項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下同じ。)(の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢

(令和四年改正条例附則第十四項に規定する新条例定年相当年齢をいう。以下同じ。)(が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る新条例定年相当年齢が定年条例第三条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。))とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

7 令和四年改正条例附則第二十六項の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

8 令和四年改正条例附則第二十六項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第六項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山 知

岐阜県人事委員会規則第十七号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則(昭和六十三年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例付則第二十八項の規定の適用を受ける一般の派遣職員の給与)

第七条 一般の派遣職員が、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員となつた場合には、当分の間、同項の規

定の適用を受ける職員となつた日を派遣の日の前日とみなして、第三条第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するものとする。

2 前項の規定により、第三条第一項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定する場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日」とあるのは「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十三年岐阜県条例第二十九号）付則第二十八項の規定の適用を受ける職員となつた日（以下「給料月額七割措置適用日」という。）」と、「派遣の日」とあるのは「給料月額七割措置適用日の翌日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第七条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第七条第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「派遣の日の前日」とあるのは「給料月額七割措置適用日」と、同条第五項中「前項」とあるのは「附則第七条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第六項中「派遣の日とみなして前各項」とあるのは「給料月額七割措置適用日とみなして附則第七条第二項の規定により読み替えられた第一項及び第二項、第三項並びに附則第七条第二項の規定により読み替えられた前二項」と、同条第七項及び第八項中「第一項」とあるのは「附則第七条第二項の規定により読み替えられた第一項」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第十八号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年岐阜県人事委員会規則第三

号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「第三条第四号イ⁽²⁾」を「第三条第五号イ⁽²⁾」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第十九号

岐阜県職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の苦情相談に関する規則（平成十七年岐阜県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十八条の四又は第二十八条の五」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第六条中「作成し、」の下に「毎年、苦情相談の概要を」を加える。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による採用は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定による採用とみなして、改正後の第二条第二号の規定を適用する。

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第二十号

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則（平成十九年岐阜県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 職員が、年齢六十年に達した日以後に地方公務員法の規定により退職した場合（引き続き地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用される場合に限る。）

第十二条第三号中「第八十一条の二第二項」を「第八十一条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に、「第二十八条の二第二項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第二項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第二十一号

岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則（平成二十四年岐阜県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号口中「第二十八条の二第二項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第二十二号

岐阜県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の退職管理に関する規則（平成二十八年岐阜県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十一条の四第一項の規定により採用された職員とみなして、改正後の第二十三条第二号の規定を適用する。

3 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合における改正前の第二十三条第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

岐阜県職員の再任用に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第二十三号

岐阜県職員の再任用に関する条例施行規則を廃止する規則

岐阜県職員の再任用に関する条例施行規則（平成十三年岐阜県人事委員会規則第一号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、令和五年六月末日までに、前年の五月一日から令和五年三月三十一日までの期間における地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用の状況及びこれらの規定により採用された職員の任期の更新の状況をこの規則による廃止前の岐阜県職員の再任用に関する条例施行規則別記様式により人事委員会に報告しなければならない。

令和五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社